

白井市市民参加条例の見直しについて(検討)

1. 白井市市民参加推進会議と白井市市民参加条例の見直しについて

(市民参加推進会議)

第25条 市の市民参加に関する基本的事項を調査審議するため白井市市民参加推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 市民参加の実施状況に対する総合的評価

(2) 市民参加の方法の研究及び改善

(3) この条例の見直しに関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、市民参加の推進に関する事項

3 推進会議は、市民参加の推進に係る事項について、市長に意見を述べることができる。

4 推進会議は、委員10人以内をもって組織する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 識見を有する者 2人以内

(2) 市内において市民活動を行う団体に属する者 3人以内

(3) 市民 5人以内

6 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、1回に限り再任されることができる。

8 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

2. 現行の白井市市民参加条例の問題点について

- 白井市市民参加条例は県内で初めての条例として平成16年6月に制定され、制定当初は先進的な内容であった。
- しかし、制定から12年経過し、その間見直しを行っておらず、他市においては先進的な市民参加条例が定められている。
- 制定後、社会環境も変化していることから、白井市市民参加条例の見直しについて検討を進めている。

《平成27年度の取組み》

- 市民参加推進会議において、委員に他市の市民参加条例の内容について説明を行うとともに、意見交換を行った。
- 条例を改正せずに、改善できる内容については、市民参加推進会議からの答申を踏まえ、全庁的に改善を図っている。

3. これまでの各年度における市民参加条例の見直しに関する答申について

平成22年度 答申

- ①市民参加のさらなる推進を図るためには、市民参加条例の実施機関について、新たに固定資産評価委員会、農業委員会、選挙管理委員会などを加え実施機関を拡大するとともに、市民参加の対象に、新たに「地域住民や地域環境に著しく影響を及ぼす公共施設」を加える必要があります。
- ②市民参加を総合的に推進するための指針となる計画が必要と考えます。
- ③大規模施設の整備計画については、議会の議決同様に工事費で1億5千万以上が望ましいと思いますが、市民生活に何らかの影響を与える施設については、工事費のみで判断することは難しいと考えます。
- ④市民参加の拡充を図るための工夫として、公募委員の拡大を積極的に進める必要があります。また、公募委員募集にあたっては、委員の役割や会議内容、日程など市民の視点に立ってできるだけ詳しくお知らせしてください。
- ⑤会議の進め方として、会議資料を事前に配布することが必要です。また、会議資料は、専門用語ではなく、市民にわかりやすい言葉を使って作成してください。

平成23年度 答申

【条例改正により長期的に見直しすべき事項】

1. 市民参加の更なる推進を図るために、市民参加条例の実施機関に固定資産評価審査委員会、農業委員会、選挙管理委員会などを加えて、実施機関を拡大するとともに、市民参加の対象事業として「地域住民や地域環境に著しく影響を及ぼす公共施設」などの事業を追加して実施事業も拡大する必要があります。
2. 大規模施設の整備計画については条例に大規模施設の定義がないことから、条例により定義することが望ましいと考えます。ただし、市民生活に何らかの影響を与える施設については十分に考慮する必要があります。

【新たな視点を加えて運用により見直しすべき事項】

1. 市民参加の拡充を図るための工夫として、公募委員の拡大を積極的に進める必要があります。しかし、一方では、参加する市民の顔ぶれが同じで、参加する市民の実数が少ないという問題もあります。
そこで、審議会等の公募委員の募集にあたっては、委員の役割や会議内容、日程など市民の視点に立ってできるだけ詳しくお知らせするとともに、特に30歳代から、40歳代の働き盛り世代や女性に関心を持てるようにインターネットの活用などの工夫をしてください。
2. また、様々な世代や職業、性別の市民が市政に対して市民参加できるように、住民基本台帳からの無作為抽出された市民が、報酬を得て、専門家からの情報提供を得ながら、市の課題について討議して提言を行う市民参加の手法である「市民討議会」などの新たな市民参加の方法の研究が必要です。

3. パブリックコメントは、市民の意見を広く募集して市政に反映しようとするもので、市民が行政に意見を出せるチャンスであることから、市でも多くの案件について実施されていますが、市民にはあまりなじみのない言葉ですので、広報などで表記を行うときは、「パブリックコメント（意見公募）」と日本語を併記して下さい。日本語を併記することで、言葉の内容が、かなりわかりやすくなります。

平成24年度 答申

【市民参加条例運用上の課題】

- ①審議会の設置に際して、審議会委員に占める公募委員、女性委員、在来地区の割合が低い状態のまま横ばいに推移しています。特に女性の参加のほか、様々な職業、世代、地域の市民参加が少なく、また、市民参加している市民の実数自体も少ない状態です。
- ②市民参加条例において、市民参加の手法として住民投票が規定されていますが、現在、市に住民投票を実施するための条例が存在しないため、住民投票を行うことができません。
- ③「ワークショップ」など多くの市民になじみの薄い難解な用語が使用されることがあります。

【答申 平成25年度の審議に向けて】

- ①公募委員の拡大について検討するために、現在市が条例で設置する全ての審議会の委員定数と職務を調査したうえで、目的や委員の構成を基に個別に検証し、公募委員を増員できるかどうか調査してください。
- ②常設型の住民投票制度を検討するために、条例を設置している市町村の調査を行い、条例について十分な資料研究や調査をしてください。

平成25年度 答申

答申3 市民参加条例の見直しにあたって

市民参加条例が施行され10年近くが経過し、近隣市での市民参加の取り組みや市民参加に関する市民意識も大きく向上しました。これからも白井市における市民参加の更なる推進を図るためには、市民参加条例の改正も視野に入れて検討しなければなりません。

今後の取り組みについては、次期の市民参加推進会議の議論に任せますが、条例制定当初の議論を大切にしながら、条例の適用対象機関・事業の拡大や条例の文言整理などの条例改正を見据えた積極的な議論がなされることを期待します。

今期3年間の市民参加推進会議の任期中においては、市が実施した市民参加条例の対象事業数が従来の対象事業数を大幅に上回るとともに、1つあたりの事業における市民参加の実施数も増加しています。

条例の見直しにあたっては、今の条例の良い点を最大限に評価したうえで、より市民にとってわかりやすく、また、市が積極的に市民参加に取り組むことができるよう検討していただくことを望みます。

4. これまでの市民参加推進会議で指摘・検討された意見一覧について

※資料4 参照

- 過去6年分(平成22年度から平成28年度まで)の市民参加推進会議にて議論のあった市民参加条例の見直しに関する意見を参考資料(資料4)として表にまとめた。
- 項目別では「パブリックコメント」に関する意見が15件、「アンケート」に関する意見が9件、「公募委員」に関する意見が8件が上位を占めている。
- 表のうち『指摘』は推進会議にて委員個人が発言した意見を、『検討』は推進会議にて審議や検討を行った意見を表している。

5. [意見交換]市民参加条例の見直しについて

(1) 市民参加条例の見直しに関する意見の集約

(2) 市民参加条例の見直しの意見に関するまとめ